

金沢競馬検討委員会作業部会設置要領

(設置目的)

第1 石川県及び金沢市からの要請に基づく「金沢競馬の今後のあり方」に関する提言をとりまとめるに当たっての素案づくりについて、金沢競馬検討委員会運営要領第5条の規定に基づき、事務局からの相談に対する助言等を行うための「作業部会」と称するワーキング・グループを設置する。

(所掌事項)

第2 作業部会は、概ね、次のことを行うものとする。

　金沢競馬検討委員会（以下「検討委員会」という。）に提出する各種資料の作成に当たっての調査・研究などの実務に携わることとする。

　なお、作成した資料を検討委員会へ提出する場合には、「作業部会案」として提出するものとする。

(構 成)

第3 作業部会の構成は、若干名とし、委員長が検討委員会委員（以下「委員」という。）の中から指名する。

2 作業部会には、部会長を置くものとする。

3 部会長は、指名された委員の互選により定める。

(会 議)

第4 作業部会は、隨時、開催する。

2 部会長は、必要に応じ、指名された委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(設置期間)

第5 作業部会の設置期間は、検討委員会の終了の日までとする。

(庶 務)

第6 作業部会の庶務は、石川県競馬事業局競馬総務課金沢競馬対策室において行う。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に関して必要な事項は、その都度、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年11月14日から施行する。